

令和5年5月8日以降の保育所等における新型コロナウイルス感染症に係る
登所の考え方について

1 子どもが感染者（PCR検査等の結果陽性）となった場合

「発症日（初めに発熱など症状が出た日）の翌日から5日間を経過」かつ「症状が軽快後1日を経過」した場合は、6日目から登所可能です。

ただし、症状が継続している場合や体調に異変がある場合などは、登所を控えてください。

火曜日 (0日)	水曜日 (1日)	木曜日 (2日)	金曜日 (3日)	土曜日 (4日)	日曜日 (5日)	月曜日 (6日)
発症	5日間					登所可能
				症状軽快	1日経過	

2 子どもに発熱や咳などの症状が見られた場合

発熱や咳などの風邪症状については、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等に感染していることが疑われるところです。

感染症に関しましては、医療機関等での検査等により感染の有無が確認されることから、症状がある場合は、かかりつけ医などの医療機関を受診のうえ、医師の判断・指示に従っていただくようお願いいたします。

<参考>

濃厚接触者の取扱い

令和5年5月8日以降は、新型コロナウイルス患者の濃厚接触者として特定されることはありません。また、濃厚接触者として法律に基づく外出自粛は求められません。